ビキニ核被災の救済を求めて

橋元陽一

高松高裁が結審、来る12月12日に判決！

9月12日高松高裁で、第3回控訴審が行われました。高知から山下正寿、畑山佳代さんたちと原告代表の増本和馬元マグロ船員の家族など他15名が参加。また香川高退教、香川県退教の仲間の皆さんが参加していただき傍聴席が満席となりました。

今回は梶原弁護士が第19・20準備書面を口頭でまとめて陳述しました。第19準備書面で、ビキニ事件の全容を簡潔に主張しました。①第五福竜丸以外に6回の水爆実験によりマグロ船員たちの核被災の現実的可能性があること、②ビキニ核被災処理を巡る政治的背景、③日米決着の狙い、④国が被災資料隠しと被災者を放置してきたこと、⑤除斥期間で却下する不当性などについて、具体的な事実をあげて再主張しました。

高松高裁での控訴審は結審し、裁判長は12月12日に判決を下すと表明しました。その後隣の香川弁護士会館に移り、記者会見を行いました。日米外交文書の研究者高橋博子氏も駆けつけ、政府の資料開示の不当性や当時の慰謝料配分をめぐる問題などについてコメントしました。

ビキニ労災再審棄却請求が棄却された

2016年2月に元乗組員と遺族11名が、ビキニ海域での当時の操業中に被爆したことについて、全国健康保険協会船員保険部に労災申請しました。船員保健部が不承認としたことに対して、2018年9月これを不服として厚労省社会保険審査会に再審査請求を行いました。今年5月16日厚労省での公開審理では、船員組合の参与などから「労災を認めるべきだと」発言がありましたが、審査官は労災申請を棄却しました。

棄却の理由は「推定する被ばく線量が低く、病気との因果関係が確認できない」と。この推定は厚労省研究班の被ばく線量の評価方法・基準によると、被ばくの実測値が1700～6000mSvと記録されている第五福竜丸の被ばく線量0・078mSvにしかなりません。実測値の7万5千分の1です。広島大学放射線医科学研究グループは、国が非科学的な評価方法・基準で内部被ばくを過小評価する問題を指摘しています。またフクシマ原発事故の内部被ばくの過小評価に連関しているとも指摘しています。

60年余過ぎた今も、行政府と立法府はビキニ核被災事件をなかったことにする姿勢を頑なに崩そうとしません。なぜでしょうか。

元乗組員や遺族と相談をして、提訴するかどうか検討しています。また高知県は今年度約270万円の予算を組み、県内での健康相談会やシンポジウムの開催などを検討しています。太平洋核被災支援センターとビキニ検証会は、「特別救済措置法」（仮称）制定も含めて一日も早い救済の道を拓くために、弁護士や研究者の方々のご協力を得て対応策の検討を進めています。書籍『ビキニ核被災ノート』（NO NUKES）二千円の購読にもご協力ください。

2019.4.14ビキニ検証会：平和資料館草の家にて

またしても 毒に叱られたこと

土居　修

鮮明に覚えている。妻に叱られた3年前の水無月。そこはかとなくせつない風が流れていた。

最初の土曜日の朝、左胸に奇妙な痛みを感じた。チクリ。チクリ。断続的に襲ってくる。そのたびに顔をしかめるしかなかった。

「どうしたの？」

不思議そうに、妻が問う。

「左胸が、痛い」

「それじゃ、モーニングに行けないわね。せっかく、いいお店、見つけたのに」

「行っても、いいけど」

結局、行かなかった。1日を痛みに耐えながら、進学する生徒の推薦文を考えていた。

「痛みが続くわね」

「あぁ」

就寝前の会話である。以前にもこんなことがあったわ、と言う妻。

「そうだったかなぁ」

記憶にない。輾転として眠れぬ夜を過ごす。追憶に浸る余裕はなかった。

月曜日の朝、我慢できずに、T市の病院へ。耳鼻科・泌尿器科・眼科には受診記録が残っている。だが、今回はカードでの受付はできないだろうと考えて、初診受付の窓口へ。

症状を訴えると、「整形外科ですね」と事務員は笑顔で即答した。ショートカットの似合う丸顔の若い女性であった。

内科じゃねえのかよ。そう思いながらも、従うしかなかった。病院の受付嬢であれば、ずぶの素人ではあるまい。

CTを撮って、診察室へ。白髪まじりの医師がふんぞり返って座っていた。65歳前後であろうか。銀縁のメガネに大いなる自信を宿して、

「どこにも、異常はないですね」とのたまった。

「えっ！」

「酔って、どこかで転びました？」

傍らに立っていた50代の女性看護師。その瞬間に微塵も狼狽することなく、瞳の奥から慮みの光芒を放ってきた。それを鋭く睨み返した記憶。

酔いたい夜もあるさ。だが、できねえんだよ、それが。口に出せなかった。診察料込で5千円を超える出費。肉体的な痛みに精神的な痛みが重なり、うなだれて帰宅した。

「どうだった」と問う妻。治まらぬ痛みに耐えながら、顛末を話した。

「ばかじゃないの」

また、叱られてしまった。叱られることのなんと多いことか。だが、俺の症状を心配するのが先じゃねえのか。そう思ったが、ぐっと飲み込んだ。

不意に、与謝野鉄幹の詩の一節が浮かんできた。

妻をめとらば才たけて

みめ美わしく情ある

振り返れば、30数年前。「才たけて」いること、「みめ美わし」いこと、そして、「情け」があること、これらの条件をすべて満たす女性を妻として迎えると粋がったことを懐かしく思い出した。男の美学の究極であるという自負と矜持。そして、遂にひとりの女性を妻にしたとき、昂然と幾夜酔いしれたことか。

その妻の発したことばは痛烈であった。確かに「才たけて」いて、今もなお「みめ美わし」い女性。だが、「情け」をどこかに捨ててしまっていると思われて、せつなかった。痛恨の極み。過去に執着することは無謀なことなのか。過ぎ去った歳月が心底恨めしかった。

夕暮れが迫ってきた。台所に軽やかにネギを刻む妻の姿があった。しばらく眺めて、そうかと叫んだ。そうなんだと確信した。妻の怒りの矛先は、あの自信にあふれた医師に向けられるべきじゃないのか。だが、言い出す勇気はなかった。

妻に叱られたという事実が重く沈殿していた。褒められたことなんかないなと嘆く男の視界に流れていった風は、そこはかとなく、せつなかった。

因みに、痛名は「帯状疱疹」。翌日の内科の受診でありがたくいただいたということを記しておきたい。

いのの風に吹かれて⑫ 公民館の役割は？

山﨑　きよ

日本共産党の学習会をするために公民館を予約しに行きました。受付で団体名「日本共産党いの町議員団」と言ったとたん「貸せません」と言われました。受付はいの町から委託されている団体なので、町の担当である教育委員会に行きました。当然、貸せると言うと思ったら、社会教育法23条を出してきて「貸せません」と言います。条文は以下の通りです。

「公民館は、次の行為を行ってはならない。

一、（省略）

二、特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること」

私は「公民館は、次の行為を行ってはならない。は『公民館』が主語になっている。今回は、公民館が政治的行為を行うわけではない」「国保の学習をすることが政党の利害に関することか」と抗議をし、「高知市とか、土佐市とか近隣自治体に問合せしてください」と言いました。ちょうど月曜日だったので、高知市は公民館がお休み。土佐市に問い合わせたら「貸していますが」というお答えでした。やっと借りられると思ったら、今度は「使用の内容を書いて提出してください。中身を見て判断します」と言います。私は「他の団体にも同じことをしているの？検閲じゃない？」と思いましたが、これ以上文句を言うのも嫌だったので、学習会の内容を書いて提出し借りることができました。

国会でもこの問題が取り上げられ、文科省の公式の見解で社会教育法23条1項2号は「公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではない。」と言っています。

今、投票率が低下し、政治に無関心やあきらめ感が広がる中、身近な施設である公民館で政治的教養を養うことは必要です。政治がもっと暮らしの中で語られるようになれば、今回のような事も無くなると思いました。